警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

昭和二十九年六月三十日

宮城県条例第三十五号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例をここに公布する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

(この条例の目的)

第一条 支給する被服(以下「支給品」という。)及び貸与する装備品(以下「貸与品」という。)に関し、 この条例は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第六十八条第二項の規定に基き、警察官に対し 規定する

ことを目的とする。

(支給品の品目、員数及び使用期間)

第二条 る場合には、 警察官に対する支給品の品目、 県警察本部長 (以下「本部長」という。) は、 員数及び使用期間は、 その員数を増減し、又は使用期間を伸縮すること 次の表のとおりとする。 ただし、 特 別 の 由 が

ができる。

十六月	— 個			冬活動帽子
十六月	一個			夏帽子
十六月	一個			合帽子
十六月	一個			冬帽子
使 用 期 間	数	員	目	品

	一個	合活動ネクタイ
四月	一個	冬活動ネクタイ
四月	一個	合ネクタイ
四月	一個	冬ネクタイ
四月	一着	合ワイシャツ
四月	一着	冬ワイシャツ
三十六月	一着	雨衣
三十月	一着	防寒服
十二月	一着	合活動服
十二月	一着	冬活動服
四月	一着	夏服
十二月	一着	合服
十二月	一着	冬服
十六月	一個	夏活動帽子
十六月	一個	合活動帽子

十二月	一足	短靴
十二月	一足	長靴
四月	二足	靴下
十二月	二組	手袋
三十六月	一個	ベルト

2 カートについては二着、夏服上衣については長そで、半そで各二着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについて は三着、 任命後初めて支給品を支給する場合には、 冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。 前項の規定にかかわらず、冬服、 合服及び夏服ズボン又は夏服 ス

(貸与品の品目及び員数)

第三条 の一部を貸与しないことができる。 各三)とする。 警察官に対する貸与品の品目は次に掲げるとおりとし、 ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、 その員数は各一(階級章及び識別章については そ

一 階級章

二識別章

Ξ

警察手帳

六 棒

七 け h銃

八 帯 革

九 け Ь 銃 つ IJ ひ も

特 殊 の 被 服 又 は 装 備 品

第 四 給品 条 又は貸 土 地 与 の 品 状 況 の 品 又 くは勤 目 の 外 務 の性質に 特 殊 の 被 より必要が 服 又は装備 あ 品 る場合に を貸与することができる。 は 本 部長 は、 警察官 に 対 ŕ 前 二条に 規定する支

返 納

第 五 長 の 者は ĺţ 条 使 使 警察官が 用 用 期 期 間 間 失職 に の 満了し 満了し Ų ない な 退 い 職 支給品及び貸与品 支給品及び貸与品を返納 Ų 休職を命ぜられ、 を返 又は臨 納 するため U な け 時 待 れ の ばならな 命を命ぜられ若しくは承認され 措 置 を講ずるものとする。 ίÌ 警察官が死亡し た 場 た場合に 合 に は は、 本 そ 部

(滅 失、 き 損 の 場 合)

第 六条 弁償し に は 滅 き損 よる場合に 失し若しく なけれ 警察官 U た貸与 には、 ば は が き損 品 使 そ 用 期 に代る貸与品を貸与 な U の 治は l, 間 た支給品 の 滅失し 満 了し の品目 文は な ١١ き するもの 及 支給品又は貸与品の び 員 損 L た支給品又は 数 とす ع 同一 る。 の品目 但 貸与 全部 Ų 及 そ の び 員 品 又は の 代 滅 数 価 部 失又はき損 の ع を 支給品を支給 滅失. して品目ごとに し又は が本・ し又は 人 き 損 の 故 本 し 部 意 そ た 場 又 長 の は 滅 合 の 失し 重 定 に は、 め 大 な 若 る 過 U そ 額 を 失 の

こ の 条 例 施 行 に 関 U 必要な 事 項

な

5

第 七 の 条 例 の 施 行 に 関 L 必 要 な 事 項 は 本 部 長 が

定

め

附 則

こ の 条例 は、 昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十二年四月一 日条例符 第十五号)

- 1 こ の条例は、 公布の日から施行し、 昭和三十一年十二月十九日から適用する。
- 2 しし の う。 例による この条例の施行の際、 により、 警察官の 現に警察職員 服 制についてなお従前の の服制に関して定をしている国家公安委員会規則 例による場合における支給品の支給につい (以下「 T は、 服制 規 な 則 お ع
- 3 は、 の 規定により支給された日から起算するものとする。 服制規則に定める服制によることとなつた際、 改正 後の 同条同 項の 規定により支給された冬帽子とみなし、 現に改正前の第二条第一 その 使 用期間 項の規定により支給されてい につい ては、 改正 前 の 同 る帽 条

頂

4 て 正 に ١Ì 後 服制 返 な の 規則に 納し 同条の L١ も な の け 規 については、 定める服制によることとなつた際、 定により支給されないこととなつたもののうち、 れ ば ならな らい 当該支給品を支給されている警察官は、 現に改正前の第二条の規定により支給されている支給品で改 改 正 警察本部長の定めるところにより、 前 の 同条の 規定に よる 使 用 期 間 の これを 満 了

附 則

この条 附 が例は、 昭和三十九年四月一日から施行する。

則 (平成六年三月二十九日条例第七号)

この)条例: は 平成六年四月一日から施行する。

則

平

成六年十月十三日条例第三十一号)

こ の 条例 は 公 布 の 日から施行する。

附 則 (平成十四年七月二十二日条例第四十二号)